



ベイヒルズSR通信

ベイヒルズ社労士事務所

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階
TEL: 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
<https://www.bayhills-sr.jp>



2026年3月号

【今月の一言】

気が付けば、事務所内でいつの間にかピラティスに通う人が増えていました。最近はランチ時間になると、レッスンの話や筋肉痛の話で自然と盛り上がるようになりました。

年度末で慌ただしい時期ですが、体を整えると気持ちも前向きになります。忙しいと後回しにしがちな“整えること”ですが、労務管理も同じですね。

新年度に向けて、今月も一つひとつ丁寧に確認していきたいと思います。
(事務員S)

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。

厚生労働省が「フリーランスに対するハラスメント対策の研修動画」を公表

◆フリーランスと発注事業者間でトラブルが増加

近年、フリーランスという働き方が普及した一方、発注事業者との間での「報酬の不払い」や「ハラスメント」といったトラブルの増加が問題視されるようになりました。

2024年11月に施行された「特定受託事業者に関する取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)は、フリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

◆厚生労働省が社内研修用の動画を公表

発注事業者にはフリーランスに対するハラスメント対策の体制整備も義務付けられており、厚生労働省では「発注事業者向け」「ハラスメント相談窓口対応者向け」「広告業界向け」に研修動画を公表しています。

例えば「ハラスメント相談窓口対応者向け」の動画では、以下の項目を解説しています。

<ハラスメントと法律>
・法律の概要

- ・業務委託におけるハラスメントの類型
- ・発注事業者が講ずべき措置
- ・発注事業者が行うことが望ましい取組

<ハラスメント相談対応のポイント>

- ・相談の受付(一次対応)
- ・事実関係の確認
- ・行為者、相談者への措置検討
- ・行為者、相談者へのフォローアップ
- ・再発防止措置

◆動画等を活用した具体的な取組みを

本法は、フリーランスと取引がある全事業者が守るべき法律です。本動画を活用した社内研修の実施などを検討してみましょう。

【参考】

厚生労働省『フリーランスに対するハラスメント対策の研修動画ができました!』

「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」が公開されました

◆「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」とは?

厚生労働省は1月、「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」を公開しました。このツールは、利用する従業員(「ママの場合」、「パパの場合」に分かれている)の情報を入力することによって、出産時や育児休業中に受け取れる給付金などの額が簡単に試算できるというものです。

入力する項目は以下のとおりです。

- ・子どもの出生日(出産予定日)
- ・生まれる(た)子どもの人数
- ・勤務地
- ・給与形態
- ・休業開始前の給与月額

- ・出生後休業支援給付金の申請の有無

◆何が試算できるの?

「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」では、以下の金額を試算することができます。

- ・出産手当金
- ・出産育児一時金
- ・育児休業給付金
- ・出生後休業支援給付金
- ・社会保険料免除額

「結果を表示する」をクリックすると、それぞれの支給額が算出されます。また、月ごとの支給額(見込み)、給付額、社会保険料免除額、計算根拠等も表示されます。

◆利用の注意点

このツールの計算結果については、あくまで目安であり、実際の給付額を保証するものではありません。また、各制度の要件(被保険者資格、勤務状況、休業期間など)を満たさない場合は支給の対象になりません。

実際に制度を利用するためには、勤務先や健康保険組合、ハローワークなどの手続きが必要です。詳細な制度内容や申請方法については、厚生労働省や協会けんぽ等のホームページを確認してください。

従業員の出産や育児休業の際に活用してみてはいかがでしょうか。

【参考】

産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール

3月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降採用の労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

16日

○個人の青色申告承認申請書の提出
<新規適用のもの> [税務署]

○個人の道府県民税・市町村民税の申告
[市区町村]

○個人事業税の申告 [税務署]
○個人事業所税の申告 [都・市]

○贈与税の申告期限<昨年度分>
[税務署]

○所得税の確定申告期限 [税務署]
○確定申告税額の延納の届出書の提出
[税務署]

○財産債務調査、国外財産調査の提出
総収入金額報告書の提出 [税務署]

○

31日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

○個人事業者の消費税の確定申告期限
[税務署]

